

# 確定申告の準備をしましよう

問 税務課町民税係 0028(677)6013

2月16日(木)から3月15日(水)は確定申告期間です

## 芳賀町 確定申告相談会



会場／芳賀町役場2階大会議室

期 間／2月16日(木)～3月15日(水)の平日  
時 間／午前の部 8時30分～11時  
午後の部 13時～16時  
(受付延長口は～19時)

休日受付／3月5日(日)

受付延長／2月23日(木)、3月2日(木)

### 申告が必要な人

- 給与所得がある人の場合
- 給与の収入金額が2000万円を超える人（税務署での申告が必要です）
- 給与の年末調整がされていない人
- 年末調整された給与以外の所得金額が20万円を超える人
- 公的年金の所得がある人の場合
- 公的年金の収入金額が400万円を超える人
- 公的年金の収入金額が400万円以下で、それ以外の所得金額が20万円を超える人
- 上記以外の所得がある人の場合
- 農業、商業などの事業所得がある人
- 地代、家賃などの不動産所得がある人
- 地代、家賃をすれば税金が戻る人
- 医療費控除、寄付金控除、住宅借入金等特別控除等を受けることができる人
- 給与所得者で年の中途で退職し、年末調整を受けなかった人

### 税務署での申告が必要な人

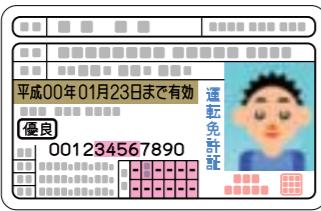
- 青色申告をする人
- 土地、家屋、株式等の譲渡所得がある人
- 株式、出資金の配当所得がある人
- 雑損控除を受ける人
- 給与の収入金額が2000万円を超える人
- 平成29年1月1日現在、芳賀町に住民登録がない人

### 申告に必要なもの

- 本人確認書類(次のうちいずれか)
  - ・マイナンバーカード
  - ・通知カードおよび身元を確認できる書類



身分確認は写真付きのものが1点または写真無しのものが2点必要です



平成28年分の確定申告からマイナンバーを記載します

### 所得控除を受けるための書類

- 所得控除を受けるための書類
  - ・国民年金保険料の控除証明書
  - ・生命保険料、個人年金保険料、地震保険料の控除証明書
  - ・医療費の領収書及び明細書
  - ・寄付金の受領証
- 住宅借入金等特別控除を受けるための書類
  - ・住宅借入金等特別控除額の計算明細書
  - ・土地、家屋の登記事項証明書又は登記簿謄本
  - ・売買契約書の写し
  - ・住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書
  - ・建築確認済証の写し増改築の場合
  - ・その他、特例の適用を受けるための証明書などを受けなかつた人

社会保険料(国民年金保険料)控除を受ける場合は控除証明書が必要です  
日本年金機構から送付される「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」の詳細や再発行については、控除証明書専用ダイヤルへお問い合わせください。  
受付期間／3月15日(水)まで  
※土・日・祝、1月1日～3日は除く  
(ただし、第2土曜日は受付)  
受付時間／月～金8時30分～19時、  
第2土曜日9時～17時  
一般の固定電話・携帯電話から  
IP電話などから 00570(003)004  
003(6630)2525

### 税務署からのお知らせ

公的年金等を受給される人へ  
○確定申告不要制度のお知らせ

問 真岡税務署 0285(82)2115

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下であるときは、所得税の確定申告書を提出する必要はありません。

なお、所得税の還付を受ける場合や確定申告書の提出が要件となっている控除例

えば、純損失や雑損失の繰越控除などの適用を受ける場合には、確定申告書の提出が必要となります。

また、平成27年分以後は、外国の制度に基づき国外において支払われる年金など源泉徴収の対象とならない公的年金等を受給している人は、この制度は適用されません。

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28				

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5 受付	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

※色付きの部分が相談会実施日です。